

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	消防ポンプ自動車整備事業（消防団）		事業の概要	地域防災を担う消防団施設の適正配置を見直しながら、火災の未然防止と被害の軽減に努め、年次計画に基づき車両の更新を実施する。また、消防団に配備されている消防ポンプ自動車の中には、老朽化が進んでいるものがあり、消火活動に支障をきたす虞があります。市民の生命と財産を守る地域防災機能を維持するため、早急に車両の整備を実施する。	目標指標名	消防ポンプ自動車更新	
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標		
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外	老朽化した車両の更新	
個別施策	5 消防・救急の充実				目標値算出の考え方	消防団施設の適正配置を見直しながら年次計画に基づき更新する。	
担当課	消防本部	消防課	性質別	義務的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成	19年	～	令和	5年

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画							
					令和5年度		令和6年度		令和7年度			
	消防団消防施設の適正配置を見直しながら、年次計画に基づき老朽化した車両の更新を行った。第10分団2部（才丸）消防団車両多機能積載車を更新した。		地域の消防防災活動を担う消防団施設の適正配置を見直しながら、火災の未然防止と被害の軽減に努め、年次計画に基づき車両更新を実施する。平成24年から車両更新を1台とし、老朽化した車両の更新をしていく。第9分団に小型ポンプ積載車を更新予定。									
指標の年度ごと目標値等	小型ポンプ積載車1台		小型ポンプ積載車1台									
事業の優先度					A							
事業費	決算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補		
	15,510千円	県補	11,990千円	県補	0千円	県補	0千円	県補	0千円	県補		
		市債		市債		市債		市債				
		他収入		他収入		他収入		他収入				
	一財		一財		一財		一財		一財			
		14,734千円		11,390千円						776千円		600千円

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	小型ポンプ積載車1台		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A	年次計画の車両更新を見直しながら、老朽化した車両の更新を検討する。			事業の方向性	財源について		備考
	火災の未然防止と被害の軽減に努め、市民の生命と財産を守るため、地域の実情に合わせ、救助器具、AED等の資機材を搭載した車両整備を実施することにより、遠距離地において発生した災害に対し、消防隊到着前にいち早く対応することが可能となる。また、新しい資機材の取扱い訓練等を重ね効率的な活動に繋げる。	見直して継続				拡大	○		
		拡充				改善	計画通り	○	
		改善				縮小	削減		
		縮小				統合			
		統合				休止・廃止			
		休止・廃止				不採択			

事業の優先度・総合評価

事業名： 消防ポンプ自動車整備事業（消防団）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	消防団安全対策整備事業		事業の概要	「消防団の装備の基準」等の改正により、消防団員の活動充実強化を図るため、装備改善及び消防相互の応援が図られるように、消防団安全対策整備計画に基づき整備を行う。	目標指標名	消防団安全対策整備	
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標		
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外	消防団の装備の基準に適合する装備の整備	
個別施策	5 消防・救急の充実				目標値算出の考え方	消防団安全対策整備事業計画に基づき、消防団員安全装備整備を行う。	
担当課	消防本部	消防課	性質別	義務的事業	根拠法令等	消防団員の装備の基準	
区分	継続	事業期間	平成	26年	～	令和	7年

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画															
					令和5年度			令和6年度			令和7年度									
	「消防団の装備の基準」等の改正により、消防団員全員に令和2年度から安全靴の整備開始し、令和3年度安全靴310足整備、合計で480足の安全靴を整備し消防団員に配布、災害活動時の安全確保を図った。		「消防団の装備の基準」等の改正により、消防団員全員に耐切創性手袋470双を整備予定。消防団員の活動充実強化を図る。		「消防団の装備の基準」等の改正により、消防団員全員に防塵メガネ470個を整備予定。			「消防団の装備の基準」等の改正により、消防団員全員に防塵マスク470個を整備予定。また、震災対策として発電機及び投光器各5台整備予定。			消防団員安全装備整備として、保安帽470個を整備予定。消防団員の活動充実強化を図る。									
指標の年度ごと目標値等	安全靴310足		耐切創性手袋470双		防塵メガネ470個・発電機及び投光器各3台			防塵マスク470個・発電機及び投光器各5台			保安帽470個									
事業の優先度					A															
事業費	決算額	国補	2,117千円		予算額	国補	456千円		予算額	国補	685千円		予算額	国補	470千円		予算額	国補		
	2,660千円	県補			1,370千円	県補			2,056千円	県補			1,410千円	県補			1,526千円	県補		
		市債				市債				市債				市債				市債		
		他収入				他収入				他収入				他収入				他収入		
	一財	543千円			一財	914千円			一財	1,371千円			一財	940千円			一財	1,526千円		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	安全靴310足		令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A	今後も消防団の装備の基準に適合した安全装備を整備し、適切な使用方法等を伝え、訓練を実施させる。		事業の方向性	財源について			備考	
	消防団員の災害活動時における安全確保及び災害対応力の強化が図られるとともに、二次災害等の減少につながる。また、装備の適切な使用法等の訓練が必要となる。				新規採択	拡大				
					現状維持	○	計画通り	○		
					見直して継続		削減			
					拡充	/				
					改善					
					縮小					
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調査（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	消防水利整備事業			事業の概要	市内の消防水利不足箇所を調査し、年次計画に基づき消火栓と防火水槽の整備を実施し、消防力の充実強化を図る。	目標指標名	消防水利整備		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標			
基本施策	2 生活環境の向上					数値目標以外	消防水利を年間2基設置する。		
個別施策	5 消防・救急の充実					目標値算出の考え方	消火栓、防火水槽を交互に、年間2基を目標に北茨城市の消防水利基準数1,163基に向け設置する。		
担当課	消防本部	消防課				性別	義務的事業	根拠法令等	消防法第20条第2項（消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務）
区分	継続	事業期間	平成 27 年 ～ 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画									
					令和5年度		令和6年度			令和7年度				
	消防力の消防水利の基準では、北茨城市の基準数が1,163基で現有数953基（消火栓710基、防火水槽225基、その他18基）不足数が210基となっており、令和3年度は、磯原町上相田に消火栓1基設置し不足数は209基となったが、設置比率は81.9%にとどまっている。		北茨城市の基準数に近づけるよう防火水槽を2基設置する計画。令和4年度は、市内の消防水利不足箇所の調査により、磯原町豊田地区及び華川町上小津田地区に耐震性防火水槽を各1基設置。		北茨城市の基準数に近づけるよう消火栓2基設置予定。令和5年度は、市内の消防水利不足箇所の調査により、華川町上小津田地区内に消火栓を1基設置予定。		北茨城市の基準数に近づけるよう防火水槽2基設置予定。令和6年度は、市内の消防水利不足箇所の調査により、磯原町上相田地区内及び磯原町磯原地区内に防火水槽を各1基設置予定。			北茨城市の基準数に近づけるよう消火栓2基設置予定。令和7年度は、市内の消防水利不足箇所の調査により、磯原町木皿地区内及び華川町中妻地区内に消火栓を各1基設置予定。				
指標の年度ごと目標値等	消火栓1基		防火水槽2基		消火栓1基		防火水槽2基			消火栓2基				
事業の優先度					A									
事業費	決算額	国補	予算額	国補	5,486千円	予算額	国補				予算額	国補		
	1,791千円	県補	18,017千円	県補		2,200千円	県補				12,540千円	県補		
		市債		市債				市債						
		他収入		他収入				他収入						
		一財		一財	12,531千円		一財	2,200千円	一財	12,540千円		一財	3,600千円	一財

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性									
目標指標の実績	消火栓1基		令和5年度に向けた改善の取組				二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A	北茨城市の基準数1,163基に向け、消防水利整備事業計画の見直し等を行う。また、補助金等を獲得し設置して行く。				事業の方向性					
	北茨城市の基準数1,163基で現有数953基、不足数が210基。令和3年度消火栓1基を整備し設置比率81.9%にとどまっている。消防水利整備事業計画を立て年間2基ずつ消防水利を設置し基準数に向け計画設置する。						新規採択	拡大			備考	
							現状維持	○	計画通り			○
							見直して継続	削減				
							拡充	/				
							改善					
							縮小					
							統合					
						休止・廃止						
						不採択						

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	消防団詰所統廃合整備事業		事業の概要	消防団施設の適正配置検討委員会（平成16年度発足）に伴い、消防団の部の統廃合が協議され、今後は統合され使用目的が終了した詰所の解体、老朽化した詰所の建て替えを行い施設の適正化を図る。	目標指標名	消防団詰所統廃合整備		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	20分団24部		
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外			
個別施策	5 消防・救急の充実				目標値算出の考え方	消防団施設の適正配置検討委員会に伴い詰所新築により消防分団の部の統合を実施する。		
担当課	消防本部	消防課	性質別	義務的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 30 年 ～ 令和 7 年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	消防団施設の適正配置検討委員会（平成16年度発足）に伴い、施設の適正化を図るため、第5分団1部、2部、3部を統合、詰所を磯原町木皿地区に新築移転した。この結果、現在20分団25部となりました。また、使用目的の終了した旧第2分団3部詰所の解体を行った。			第5分団の新築移転に伴い使用目的の終了した旧第5分団2部、3部詰所の解体を行う。			消防団施設の適正配置検討委員会（平成16年度発足）に伴い、施設の適正化を図るため、第6分団の部の統合を行い詰所を新築移転する。また、使用目的の終了した旧第5分団1部詰所の解体を行う。			部の統合により、使用目的を終了した詰所を解体を検討していく。			部の統合により、使用目的を終了した詰所を解体を検討していく。		
指標の年度ごと目標値等	20分団24部			20分団24部			20分団24部			20分団24部			20分団24部		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	35,365千円	県補		3,355千円	県補		47,773千円	県補		2,500千円	県補		2,500千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	35,365千円		一財	3,355千円		一財	47,773千円		一財	2,500千円		一財	2,500千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A		第6分団の部の統合のため、詰所の新築場所の検討を進める。また、使用目的を終了した詰所の解体を検討する。			事業の方向性				
	第5分団詰所の移転新築により統合、25部となりました。また、使用目的の終了した旧第2分団3部詰所の解体を実施した。今後、第6分団の部の統合及び老朽化した詰所の建て替えを検討する。					新規採択		拡大		備考
						現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---